

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年11月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（令和3年11月8日京都市条例第7号）附則第1項第2号に規定する市規則で定める日は、この規則の公布の日とする。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）